

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条第1項及び第102条第2項の規定により、福岡県後期高齢者医療広域連合議会の定例会を次のとおり招集する。

令和7年7月24日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月形祐二

- 1 期 日 令和7年8月7日（木）午後2時
- 2 場 所 博多サンヒルズホテル 2階 瑞雲の間
（福岡市博多区吉塚本町13番55号）